

当院では**特定看護師**が**特定行為**を実施しています

当院では、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」により養成させた特定看護師が、医師からあらかじめ作成された手順書（指示）に従い、認められた特定行為を行っています。

当院で実施できる特定行為が以下の 20 行為です

- ・ 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
- ・ 侵襲的陽圧換気の設定の変更
- ・ 非侵襲的陽圧換気の設定の変更
- ・ 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
- ・ 人工呼吸器からの離脱
- ・ 気管カニューレの交換
- ・ 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更
- ・ 胸腔ドレーンの抜去
- ・ 腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む）
- ・ 中心静脈カテーテルの抜去
- ・ 直接動脈穿刺法による採血
- ・ 橈骨動脈ラインの確保
- ・ 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- ・ 脱水症状に対する補液による補正
- ・ 感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
- ・ 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
- ・ 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
- ・ 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
- ・ 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
- ・ 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整

<看護師特定行為に関するご相談、お問合せ先>

月曜日～金曜日 8：30～17：15 （祝日及び年末年始を除く）

場所：患者相談窓口

- ・ 窓口責任者：病院長 本多 正徳
- ・ 相談担当者：医療安全管理者 石崎 礼子

